

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務			
②事務の概要	四條畷市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)に基づき、児童扶養手当の認定審査、受給者の資格等の管理及び受給者に対する児童扶養手当の支給を行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①児童扶養手当の認定申請の受付に関する事務 ②支給要件に必要な情報(所得情報等)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下に関する事務 ④支給額の決定及び支払に関する事務 ⑤現況届の処理に関する事務 ⑥受給者情報の管理に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務			
③システムの名称	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、電子申請システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童扶養手当情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]			
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第83条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども未来部 こども支援課			
②所属長の役職名	こども支援課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
〒575-8501				

請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、職員ID及び静脈認証によりログインを限定しており、アクセス可能な職員を限定し、アクセス権限を適切に実施している。このような対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、課員全員が特定個人情報の取扱いにかかる庁内研修(e-learning)を受講するとともに、実務においては、申請書類等を鍵付き書棚への保管の徹底を呼び掛けており、庁内での漏洩等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止を検討し、課内での防止策を周知徹底している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)に基づき、児童扶養手当の認定審査、受給者の資格等の管理及び受給者に対する児童扶養手当の支給を行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①児童扶養手当の認定申請の受付に関する事務 ②支給要件に必要な情報(所得情報等)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下に関する事務 ④支給額の決定及び支払に関する事務 ⑤現況届の処理に関する事務 ⑥受給者情報の管理に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務	四條畷市は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)に基づき、児童扶養手当の認定審査、受給者の資格等の管理及び受給者に対する児童扶養手当の支給を行う。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①児童扶養手当の認定申請の受付に関する事務 ②支給要件に必要な情報(所得情報等)の照会に関する事務 ③受給資格認定又は認定却下に関する事務 ④支給額の決定及び支払に関する事務 ⑤現況届の処理に関する事務 ⑥受給者情報の管理に関する事務 ⑦その他の届出等の処理に関する事務 申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、税務情報システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日時点	平成29年3月13日時点	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、税務情報システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部 子ども室 手当医療課	子ども未来部 子ども支援課	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	手当医療課長 豊留 利永	子ども支援課長 奥 大輔	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 健康福祉部 子ども室 手当医療課 電話 072-877-2121(代表)	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 子ども未来部 子ども支援課 電話 072-877-2121(代表)	事後	
平成30年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
平成30年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月13日時点	平成30年7月31日時点	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子ども支援課長 奥 大輔	子ども支援課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月31日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	なし	項目新設により記載	事後	
令和2年7月8日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和2年7月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第31条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87及び116の項 ・別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条及び第44条、	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第31条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月10日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ リスク対策 8. 監査	内部監査	自己点検	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第31条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第31条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	事後	番号法改正(令和3年9月1日施行)に伴う号ズレを修正
令和5年9月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	児童扶養手当システム、税務情報システム、生活保護システム、中間サーバー、住基システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、電子申請システム	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月10日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	・番号法第9条第1項及び別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号及び別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第31条 2 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の13、16、26、30、47、64、65、87、106及び116の項 ・別表第二省令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条及び第59条の2	1 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)第2条の表の81の項及び第83条 2 情報提供の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161の項並びに第19条、第22条、第44条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①子ども未来部 子ども支援課 ②子ども支援課長	①こども未来部 こども支援課 ②こども支援課長	事後	
令和6年7月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 子ども未来部 子ども支援課 電話 072-877-2121(代表)	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 こども未来部 こども支援課 電話 072-877-2121(代表)	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年7月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	様式変更
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発 十分である	事前	様式変更